

※電子メールのアドレスが kos-jetroipr@jetro.go.jp に変わりました。

### INDEX

#### ◎ 韓国IPGの活動

「海外知的財産権最新情勢セミナー」開催 01

「韓国・知的財産戦略構築ラウンドテーブル(関西)」

開催 03

2011年SJC建議事項の提出について 04

判例紹介 04

税関取締り職員向け「真贋判定セミナー」開催案内 05

#### ◎ IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」

韓国におけるソフトウェアの保護 07

韓国で並行輸入は禁止!? 08



#### 韓国IPGへのメンバー登録

[http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br\\_main=9](http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9)

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

#### 事務局より

2012年を迎え、韓国IPGを発足して今年で3年目となります。これまで、会員の皆様をはじめ関係機関の方々のお陰をもちまして、あらゆる知財事業を行うことができました。今後も知財分野と係わり、役に立つ情報を提供できるよう努めてまいります。皆様の温かいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

#### ◎ 韓国IPGの活動

### 「海外知的財産権最新情勢セミナー」(特許庁委託事業)を開催しました

日本国特許庁からジェトロ、財団法人交流協会台北事務所に派遣されている知的財産担当の駐在員を一同に集め、欧米、アジア地区における知的財産の最新状況を紹介するセミナーが2月2日(木)、3日(金)の両日に渡って開催されましたので、ご報告いたします。

韓国のセッションにおいては、「韓国における知的財産の最新状況」と題し、1)韓国における出願状況、2)知的財産上の問題点、3)韓国大手・中小企業の動き、4)韓国における知的財産紛争の状況、5)韓国政府の各種知的財産政策、6)模倣対策の状況、7)日本企業の動き等についてご説明いたしました。

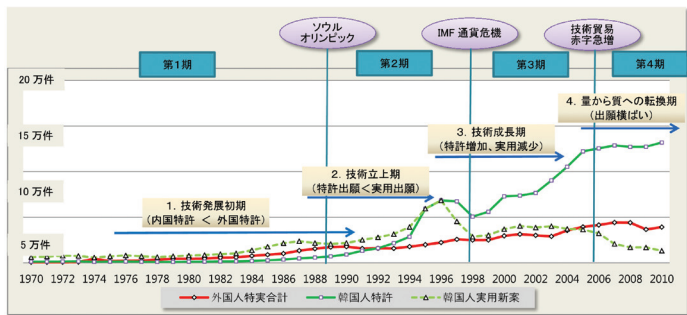
紙面の都合もありますので、その中で、韓国における出願状況と模倣対策の状況についてごく簡単に内容をご紹介します。

(次ページにも関連記事)

## 韓国における出願状況

韓国における出願状況は、1992年頃まで外国人による出願が韓国出願人よりも優勢でありました。また、1995年頃まで小発明(実用新案)が優勢な状況であり、この時期までは、技術導入時期、あるいは、本格的な研究開発前の段階であったといえます。しかし、その後、急速に特許出願が増加し、研究開発の時期が到来します。そして、2005年ごろから出願数は微増となり、現在では韓国企業の知財戦略が深化し、特許出願のいわゆる「量から質」への転換時期に入っているものと思われます。

### <韓国の特許出願推移>

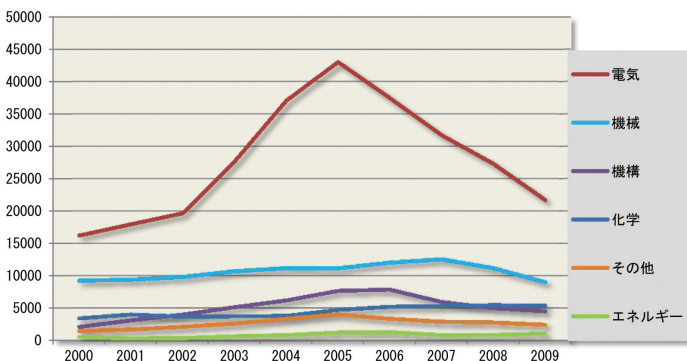


出典: 「知識財産統計年報」(韓国特許庁)より作成

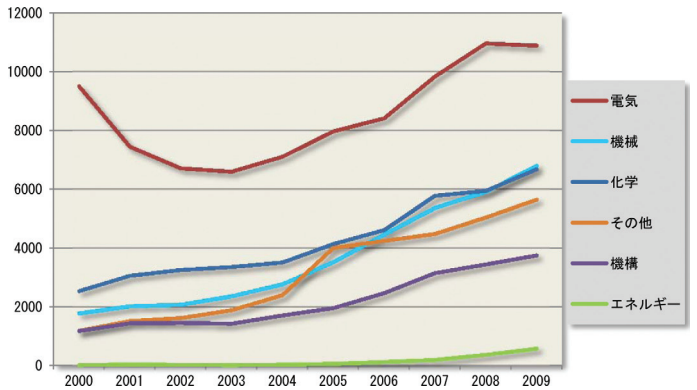
## 韓国企業の出願状況

このような中、韓国大手企業と中小企業とは、対照的な動きを見せております。すなわち、韓国大手企業においては、2005年頃から、韓国国内での出願を急速に絞り、質の高い特許出願を中心に据えると共に、米国等海外の出願を増やすグローバル化が進展しています。一方、中小企業では、2000年頃から出願数を増加させており、技術力の向上と共にいわゆる知財マインドの向上が進みつつあります。また、同時に、大手企業は、電気分野の出願が中心ですが、中小企業は、さまざまな技術分野の出願が増加しており、技術開発のすそ野が広がっていることが分かります。そのため、今後、日本の部品・素材企業と直接競合することが懸念されます。

### <韓国大手企業の出願動向>



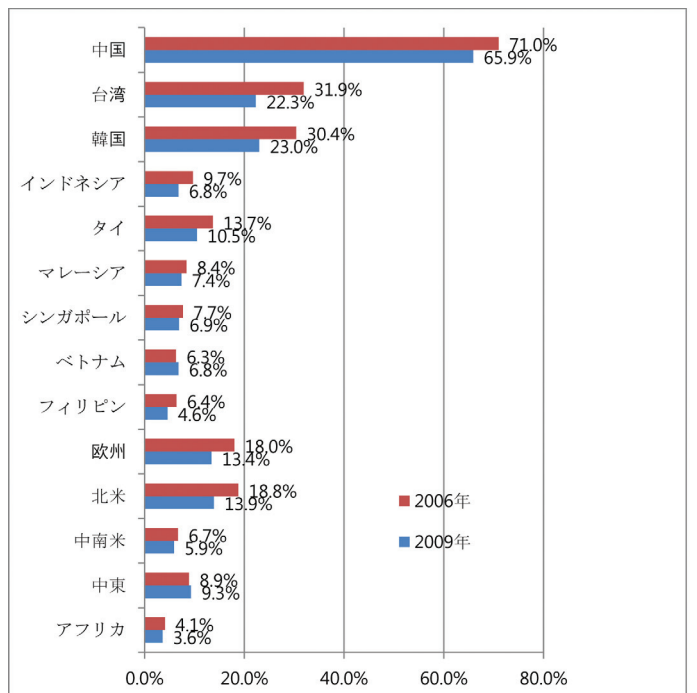
### <韓国中小企業の出願動向>



## 模倣対策の状況

これまでもIPG・Information等でお伝えしているように、韓国政府は、模倣対策に積極的に取り組んでおります。その結果、例えば、日本国特許庁が行ったアンケート調査によると、韓国において模倣被害を経験した企業の割合は、減少しつつあり、2009年において韓国で模倣被害を受けた企業は23%となっております。この数字は、例えば2006年における北米における被害と大差ない数字であることからみても、韓国はもはや模倣大国という状況から脱しているものと考えられます。一方で、日本企業特有の模倣被害（購入者が真正品と信じて購入する、部品・素材製品といった一般市場には流通しない製品の模倣が発生する等）が生じており、個別ケースでの対応は、ますます難しくなっております。

### <日本企業の模倣被害>



出典: 「2010年度模倣品被害調査報告書」(日本特許庁)より作成



## 「韓国・知的財産戦略構築ラウンドテーブル(関西)」(特許庁委託事業)を開催しました。

日本の先端部品・素材企業は、その高い技術力と質の高い知的財産を背景に、国際的な競争力を確保し、韓国においても優位にビジネスを展開してまいりました。しかし、韓国大手企業の躍進に伴い、その優位性が脅かされつつあります。また、韓国政府においても、これまでの日本の先端部品・素材企業に対する依存度の高さ、この分野における対日貿易赤字の大きさを国家の重要な課題としてとらえ、総力を挙げて先端部品や素材分野の企業育成、技術力向上にまい進しており、先に発表した「部品・素材未来ビジョン2020」（韓国知識経済部）によると、先端部品・素材分野の輸出額で2020年までに日本を抜くことを明確なターゲットとしております。

このような状況の中、今後も日本の先端部品・素材企業が競争力を維持していくためには、技術力の確保と共に、競争力の源泉である知的財産の戦略的な活用がこれまで以上に重要となります。

昨年6月、韓国において「部品素材分野における韓国・知的財産戦略構築ラウンドテーブル」を開催し、韓国における知的財産経営の問題点を抽出し、それに対する戦略について意見交換を行いました。参加企業各社において、さらに深化した議論を求める声が多く寄せられました。

そこで、今般、先端部品・素材企業が多く集まる関西において、これまでの議論を踏まえ、より活発に、より深化した議論を行うべく、クローズドにおいて「韓国・知的財産戦略構築ラウンドテーブル（関西）」を開催し、48名の参加の下、各社の対応や今後の対策について活発な意見交換を行い、特に大手顧客となった韓国大手企業に対する知財戦略、サンプル提供や人材流出による技術情報漏えいの防止といった「守り」の観点、知的財産の行使や知財人材育成といった「攻め」の観点から議論を行い、韓国における知財経営の在り方、今後の方向性について一定の成果を上げました。



## 2011年SJC建議事項の提出について

ソウルジャパンクラブ（SJC）は、例年、「事業環境の改善に向けたSJC建議事項」を取りまとめ、韓国政府に提出しているところです。今年も、建議事項として35項目の要求が提出されましたが、特に知的財産に関連するものは、22項目に上っており、この分野における日本企業の関心の高さが伺えます。

◎ 侵害立証の容易化 (法院における文書提出命令・秘密保持)	◎ 画面デザインの保護拡充 (物品と操作画面等が分離している場合の保護)	◎ 間接侵害の拡充 (生産等に「のみ」に使用する要件の緩和)
◎ ロゴやアイコン等ロカール/32類の制限 (保護範囲の無用な拡大の防止)	◎ 法院による特許権等の有効・無効の判断 (無効抗弁の導入)	◎ デザインの無審査物品の見直し
◎ 無効審判請求人適格の制限撤廃 (利害関係人規定を緩和)	◎ 商標の先後願規程の判断時期改善 (判断時期の後出願決定時への変更)	◎ PCT出願の補正範囲の拡大 (原文基準の補正容認)
◎ 指定商品の包括的記載の改善 (本体と付属品の包括記載の容認)	◎ 外国語出願の導入	◎ KIPRISウェブにおける意匠・商標検索システムの改善
◎ 拒絶理由等応答期間の緩和 (拒絶理由2カ月、査定不服申立30日の緩和)	◎ 知財裁判判例集の提供 (全判決、全文の公開)	◎ 分割時期の緩和 (特許査定後の分割の容認)
◎ 韓国の著作権等侵害訂正命令手続きの改善	◎ 「マルチのマルチクレーム」の容認 (多重引用請求項の容認)	◎ 日本コンテンツ規制の撤廃・番組フォーマットの保護
◎ コンピュータプログラムの物としての保護	◎ 韓国税関における水際措置の強化 (取締まり対象を特許等に拡大)	◎ デザイン登録要件の緩和 (先出願に対する部分意匠後出願の容認)
◎ 知財侵害品の輸出・通過規制の強化、職員教育の強化		

### 重要判例を紹介します!

韓国大法院は、全員合議体において、無効理由が存在する特許権について、審判により無効とされない限り、対世的に無効となるものではないが、無効審決が確定する前であっても、その特許が無効審判によって無効になることが明白な場合には、その特許権に基づいた権利行使は、特別な事情がない限り権利濫用として許容されるものではなく、権利侵害訴訟の裁判において、法院が当該特許発明の進歩性の有無に対し審理・判断をすることができるものとすべきであるとする判断を示し、過去の判例を変更しました(2010ダ95390、2012年1月19日判決言渡)。

この判決は、日本のいわゆるキルビー判決(平成10年(オ)第364号)と同趣旨のものであり、今後の韓国における特許権侵害訴訟に影響を与えるものと考えられます。

なお、判決の翻訳は、ジェトロソウル事務所による仮訳ですので、詳細は、原文を当たって下さい。

[http://renew.jetro.or.kr/sec\\_admin/files/0201.pdf](http://renew.jetro.or.kr/sec_admin/files/0201.pdf)



## 税関取締り職員向け「真贋判定セミナー」(経済産業省支援事業)の開催について

韓国国内において流通している模倣品の半数以上は、韓国外から輸入されており、特に中国から流入する模倣品は、約4割に達しています(日本国特許庁調べ)。そのため、韓国における模倣品対策として、水際における措置は、きわめて重要となります。韓国IPGでは、韓国税関及び韓国貿易関連知的財産保護協会(TIPA)と共同し、税関職員に対し、真正品と模倣品とを見分けるポイント等を教育する「真贋判定セミナー」を開催してまいりました。このセミナーは、日系企業のご担当者が講師として税関の研修会場へ直接赴き、税関職員に対して自社製品の真贋判定方法、模倣品の取扱業者や流通経路などの情報を教育するものであり、税関での検挙率を向上させ、模倣品の流通を阻止する上で、極めて有効な対応策となります。

今般、TIPAと協議した結果、3月に「真贋判定セミナー」を開催することとなりましたので、参加企業を募集させていただきます。

### <セミナー概要>

【場 所】 仁川空港税関

【日程概要】 2012年3月9日(金)又は16日(金)、13時~17時(開催日は、いずれか未定)

【定 員】 先着順4~5社(恐縮ですが、過去に参加回数が少ない企業を優先させていただきます。)

【対象企業】 韓国で商標権を有している企業であって、模倣被害が発生又は発生の恐れが高い企業

【応募方法】 申込書をダウンロードし、申し込み先にメールにて提出

【説明要領】 ◎真正品と模倣品とを見分けるポイントの説明

◎輸入経路、流通経路、模倣被害の実態等の説明

◎説明時間は、1社当たり40~50分程度

【そ の 他】 応募された企業に改めてご案内しますが、スケジュール等は、以下のとおりです。

◎説明資料の提出 ジェトロに翻訳を依頼される場合 日本語原稿を2月27日(月)中まで

自社において翻訳を行う場合 韓国語原稿を3月5日(月)中まで

◎参加費は無料です(ただし、会場までの交通費、その他宿泊費等は、各自ご負担願います。)

### | 申込書ダウンロード |

ジェトロ・ソウル事務所知財チームHP <http://www.jetro-ipr.or.kr/>

(トップページ、「お知らせ」よりダウンロードください。)

### | 申込先 |

ジェトロ ソウル・事務所 知的財産チーム E-mail: [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)

<本件のお問合せ> 岩谷(いわたに)、曹ウンシル 電話+82-(0)2-739-8657(日本語可)又は申込先メールまで

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

### 日立化成、今度はイノックスを特許侵害で提訴 (電子新聞 1月19日)

日立化成工業は19日、昨年11月韓国国内半導体装備・素材メーカーのケイシーテックを相手に特許権侵害で米国の裁判所に訴訟を提起したのに続き、韓国国内電子素材メーカーのイノックスに対し、半導体パッケージの工程用ダイボンディングフィルムが自社の特許を侵害したとして、台湾知的財産裁判所に訴訟を提起したと明らかにした。

日立化成は、昨年イノックスと協議を行っているが合意点を見出すことができず、台湾で訴訟を提起するに至った。

ダイボンディングフィルムは、日立化成が1993年に初めて開発に成功した後、現在世界市場での占有率1位を記録中、関連特許も約500件保有している。

### LG電子、大法院で洗濯機DD技術の特許権が認められた(電子新聞 1月24日)

7年間のLG電子と大宇エレクトロニクス間の洗濯機「直接駆動方式(ダイレクト ドライブ, Direct Drive)」に関する特許訴訟で、LG電子が最終的に勝訴した。

第1審では、大宇エレクトロニクスが特許権を侵害したと判断、また、第2審では、LG電子の洗濯機関連技術が特許の必須要件である「進歩性」を有していないと判断したが、大法院は、LG電子の技術に対する進歩性を認定し、高裁に判決を差し戻した。

大法院の原審破棄による差し戻し審は、今年上半期中に結論が出る可能性が高い。

### 三星、アップル特許本案訴訟また敗訴(電子新聞 1月27日)

ドイツ、マンハイム裁判所は、27日(現地時間)、三星電子がアップルを相手に提起した3件の特許侵害容疑の訴訟のうち、2件目の訴訟に対しても、アップルによる特許侵害は無かったとの判決を下した。

この判決は、通信状態が悪い場合、重要データを優先的に保護し、通信エラーを軽減する技術に関するものであり、三星電子は先日20日の判決でも、データ送信時のデータ量を減らす技術に関し敗訴している。

ドイツ裁判所は、残り1件の訴訟に対し、3月初めに判決する予定。

### 世界的な景気低迷のなか、国内の特許・商標出願が増加(韓国特許庁HP 1月27日)

韓国特許庁が2011年の出願現況を暫定分析した結果、特許庁で受付けた産業財産権の出願は計372,121件で、2010年の349,273件と比べ6.3%増加したことが分かった。

権利別では、特許出願が179,687件で2010年対比5.6%増、商標出願は124,000件と14.3%増加。実用新案は、先登録制度および二重出願制度の廃止などの影響により出願が13.1%減で、デザイン出願は1.2%小幅減少。

特許出願現況を主体別に見ると、大企業の特許出願は最近2年連続増加したが、中小企業は昨年17.1%減少、中小企業が景気に敏感に反応していると思われる。

### 「知識財産強国元年」宣言、1兆7000億ウォン投資(韓国政府共感コリア 1月31日)

韓国政府は、今後5年間で1兆2000億ウォンを知的財産政策に投資する計画で、今年は1兆7000億ウォンを投資、1154件の管理課題を推進する予定。

12件の汎政府重点推進課題として、知的財産権の観点からの研究開発強化、特許など知的財産権訴訟の専門性・効率性向上、職務発明補償および産学研協力研究協約の改善などを報告、各部署と民間の協力を強調した。李・スウォン特許庁長は「特許審査期間の短縮など知的財産の早急な権利化、政府R&Dの特許生産性向上、国内外における知的財産権保護活動の強化などを推進する」と述べた。



File No.39

&lt; The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 &gt;

## 韓国におけるソフトウェアの保護

ソフトウェアの不正複製・不正使用を防ぐには？ライバル他社によるアルゴリズムの模倣予防は？ソフトウェア画面のデザインの保護は？情報技術(IT)社会である韓国では、ソフトウェアの重要性が増大しているが、その開発には莫大な費用と時間、そして高度な技術力が必要であり、その保護の重要性がますます高まっている。そのため、ソフトウェア業界に従事しているプログラマーや経営者たちも、上記のような問題に対する韓国での解決方法を十分知っておく必要がある。

### ソフトウェアの機能に対する保護

ソフトウェアの技術的な内容は、特許法によって保護を受けることができます。ただし、プログラムに使用される数学的アルゴリズム自体は保護されず、それが特定の分野に「応用」された形で具体化されて初めて特許取得可能であるということに留意しなければなりません。

次に、特許権を取得するに当たり、ソフトウェア発明をどのように表現するかが問題です。ソフトウェア発明は、権利を取得するための多様な表現方法があり、その保護の方法にも差があることを知っておく必要があります。

第一に、プログラムの特定の機能に対して、その時系列的な処理をステップごとに記述し、方法発明として表現することができます。特許を取得した後は、その処理方法をそのまま実施しているコンピュータプログラムはもちろん、その方法を実施するものと解釈される他の行為も権利侵害となります。しかし、方法自体は目に見えないため、ライバル他社のプログラムがどのようなステップで動作しているか、権利侵害の立証が実際問題として難しいという欠点があります。

第二に、プログラムがインストールされたコンピュータまたはハードウェアデバイスそのものについて、物の発明として表現することができます。この場合、例えば、プログラムがインストールされたコンピュータが目の前にあれば、それが権利侵害品として明らかとなります。しかし、本来プログラムは、コンピュータやデバイスと独立し、それ自体をコピーしたり譲渡したりすることができるため、プログラムがインストールされたコンピュータなどといった表現では、ソフトウェア自体に対する直接的な保護とならないという限界があります。

第三に、プログラムを記録したDVDなどの記録媒体を発明の対象として表現することができます。この場合、DVDなどにより販売や譲渡がな

れるプログラムは、権利侵害の立証が容易であり、また、その販売数量等に基づいて、損害賠償の算定が容易になる利点があります。しかし、現在のソフトウェア製品は、DVDなどではなく、オンラインで直接販売されるケースが増えており、結局、ソフトウェアがきちんと特許により保護されていないという問題が指摘されています。

### ソフトウェア自体の保護

それでは、プログラムそれ自体を物とみて直接保護することはできないのでしょうか？例えば、欧州や日本の特許庁は、プログラムそれ自体を発明の形態として認めています。韓国でこれと同等の扱いはなされないのでしょうか？

実は、韓国では現在、そのようなプログラム保護を行うべく特許法の改正を推進しているところであり、動向が注目されています。具体的には、日本の立法例のように、プログラムそのものを物として認め、例えば、インターネットによるプログラムの販売も権利侵害とし直接保護を受けられるように準備中であり、今年10月に立法予告がなされました。改正法が可決されれば、韓国でも、プログラムそのものが特許を受けられるようになり、ソフトウェアの保護が一層強化される見込みです。

### その他のソフトウェア保護

そのほか、ソフトウェアの機能以外の部分に対する保護として、簡単に紹介すると、1) 著作物として、韓国著作権法上の保護を受ける方法、2) ソフトウェアにより特定機器の画面に表示される画像のデザインについて、画面にその画像が表示されるようにした特定機器を物品のデザインとして出願し、デザイン登録を受ける方法、3) ソフトウェアの商品としての名称を商標として登録を受ける方法などがあります。

このように、ソフトウェアは、さまざまな保護を受けることができますが、予定されている特許法の改正により一層強固な保護を受けることが待たれます。

#### <今回の解説者>

明信特許法律事務所 弁理士 金ミン徹

1977年生まれ。2001年KAIST工学修士、2003年弁理士試験合格、2004年明信特許法律事務所入所、現大韓弁理士会特許制度委員会委員。

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)





## 韓国で並行輸入は禁止!?

真正商品の並行輸入が韓国商標法などの関連法違反となるか否かは、しばしば問題とされる論点である。例えば、圧力炊飯器などで著名なブランド「フィスラー」の真正商品を、イギリスで個人が大量に購入し、韓国国内に輸入してテレビショッピング会社を通じて販売する行為は、許されるのだろうか？合法的に購入した商品である以上、購入者がどう扱おうと勝手なのだろうか、あるいは、他人の商標がついた商品を売る以上、勝手に販売すると商標権侵害になるのだろうか？

### 真正商品の並行輸入とは

真正商品の並行輸入とは、国内及び外国で登録されている商標が付された真正な商品を、第三者が購入し、それを正規輸入販売業者の許諾を得ずに輸入して販売する行為をいいます。通常、合法的に購入した商品をどう扱うかは、購入した本人の自由なのですが、それでは、真正商品の並行輸入の場合、何が問題になるのでしょうか？

### 並行輸入の問題点

このような真正商品の並行輸入は、商標権者の立場からみると、次のような問題点が指摘されています。すなわち、真正商品の並行輸入業者が輸入販売を行う商品は、当然、国内で良く知られている有名商品のブランドである場合が多いのですが、これらのブランドは、商標権者や商標権者からライセンスを受けた正規輸入販売業者が国内で広告、投資、顧客サービスなどを行って、そのブランドを有名にしたものです。そして、並行輸入業者がそのような有名ブランドを並行輸入し利益を得るということは、商標権者や正規輸入販売業者が投資し築き上げてきた名声に「タダ乗り」して、不当な利得を得る行為であるという指摘です。また、並行輸入された商品は、品質の管理が粗く、アフターサービスも期待できないため、商標権者や正規輸入販売業者が築き上げてきた商品の信用や名声に傷をつける恐れがあり、商標法などに対する違反行為として禁止すべきであるという指摘がなされています。

一方で、合法であるとの見解も存在します。他人の登録商標と同一または類似の商標を、模造品に勝手に使用し、商品の出処や品質に関する誤認混同を起こす行為、例えば、通称「・・・(チャクトン)」(韓国の俗語で有名製品の模造品をいう)と呼ばれる商品の製造、販売は、直ちに商標権侵害と判断されますが、並行輸入される商品においては、これらの模造品とは異なり、あくまでも真正商品です。そのため、第三者が海外で購入して国内に持ち込んできた商品であっても、商標権者によって製造、販売された真正商品そのものであるため、商品の出処や品質に関する誤認混同を起こす行

為として見ることは難しいとするものです。

それでは、どちらの見解が正しいのでしょうか？

### 裁判所の判断

このような真正商品の並行輸入が合法か否か、以前から論議がなされてきました。しかし、最近、このような論議に対して、韓国の裁判所の判決によりある程度それらの立場が整理されました。結論から言うと、裁判所は、並行輸入を通じて国内で輸入、販売される商品は海外で正当な商標権者によって製造販売された真正商品に該当するため、消費者が商標権者の商品と出処や品質の誤認、混同を起こす危険がなく、並行輸入そのものを禁止することはできないとしました。

また、韓国の関税庁も、輸出入通関事務処理の規定によって、所定の要件を満たす並行輸入品であれば、これを通関保留しないように規定しています。

### 注意点

それでは、真正商品の並行輸入であれば、なんでも合法として許されるのでしょうか。実は、そうではありません。国内にその商標権の専用使用権者が別に存在し、その専用使用権者が国内で生産、販売を行うことにより、海外で流通する該当商標品とは異なる品質と信用を勝ち得ている場合には、並行輸入される製品は、海外の商標権者の商品とは出処や品質の混同を起こすことがなくても、国内の専用使用権者の商品とは出処や品質の誤認、混同を起こす可能性があるため、当該専用使用権に対する侵害に該当するとしています。

また、並行輸入業者がその商品について国内公式販売店、または韓国の独占輸入業者であるかのように広告宣伝したような場合には、営業出処に関する誤認混同を起こす行為として不正競争防止および営業秘密保護に関する法律上の不正競争行為に該当し、そのような広告宣伝行為は禁止すべきであるとしています。

このように、一定の範囲内であれば真正品の並行輸入は認められますが、なんでも合法とはいかないので、注意が必要です。

### <今回の解説者>

特許法人ムハン・テ榮弁理士

1967年生まれ。93年 高麗大学法学科卒業、99年第36回 弁理士試験合格。ポスコ建設法務チームなどを経て、2002年 特許法人ムハン設立。現在、特許法人ムハン代表弁理士。

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)